

会議及び会議録等の取扱いについて

1 会議の取扱い

会議は、原則公開とする。

ただし、策定委員会での協議により、非公開とすべき議題が設定された場合のみ、非公開とする。

また、傍聴人数は、会場の座席数確保の状況等を勘案し、事務局が適宜、設定する。

2 会議録等の取扱い

会議録は、全文記述とする。

ただし、委員名は「委員」とのみ記載する。

会議での発言内容は、会議録案作成後、出席した全委員の確認を経て、区ホームページに公開する。

また、配付した会議資料は、会議後、区ホームページに公開する。

以上